

丸粒とうもろこしの関税割当制度について

丸粒とうもろこしの関税割当制度の仕組み

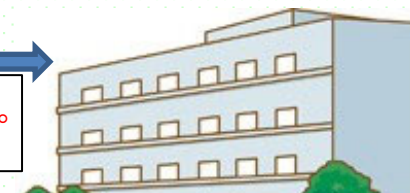
関税割当制度を利用すれば、家畜・家禽の自家配合飼料に使用する丸粒とうもろこしが無税となります。



農家等

① 関税割当申請書の提出

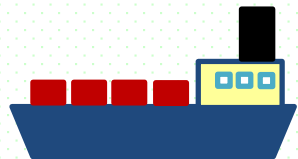
【注意】受付は4/3~4/11です。
(詳細は3ページをご確認ください)



農林水産省

② 関税割当証明書の発給

③ 関税割当証明書の提出



丸粒とうもろこしの輸入

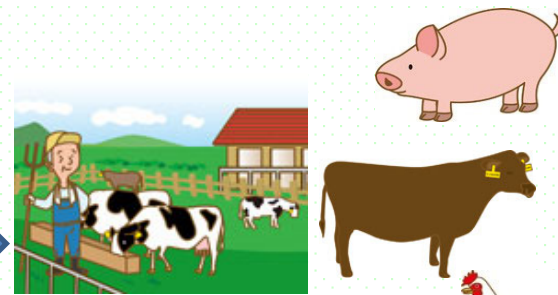


税関

輸入時の関税が、関税割当証明書に記載された数量を上限に無税



無税

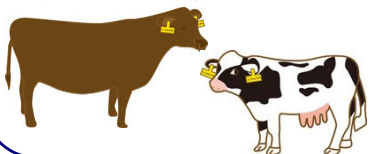


農場

利用者の現況 《利用者数と使用数量（令和3年度）》

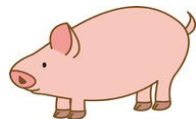
乳牛・肉牛生産者

利用者数 49者
使用数量 約 2.8万ト



養豚生産者

利用者数 82者
使用数量 約20.7万ト



養鶏生産者

利用者数 21者
利用数量 約 1.9万ト



利用の申請をされる方の多くは、自家配合飼料を利用する畜産農家や、畜産農家に飼料を販売する販売者・組合等です。

申請書類の準備や輸入の通関手続き等は、利用者本人ではなく輸入を代行する業者等に委託することもできます。



申請者の資格

(1) 畜産経営者であって、自家配合飼料を使用する一定の施設を有する者（注）

又は

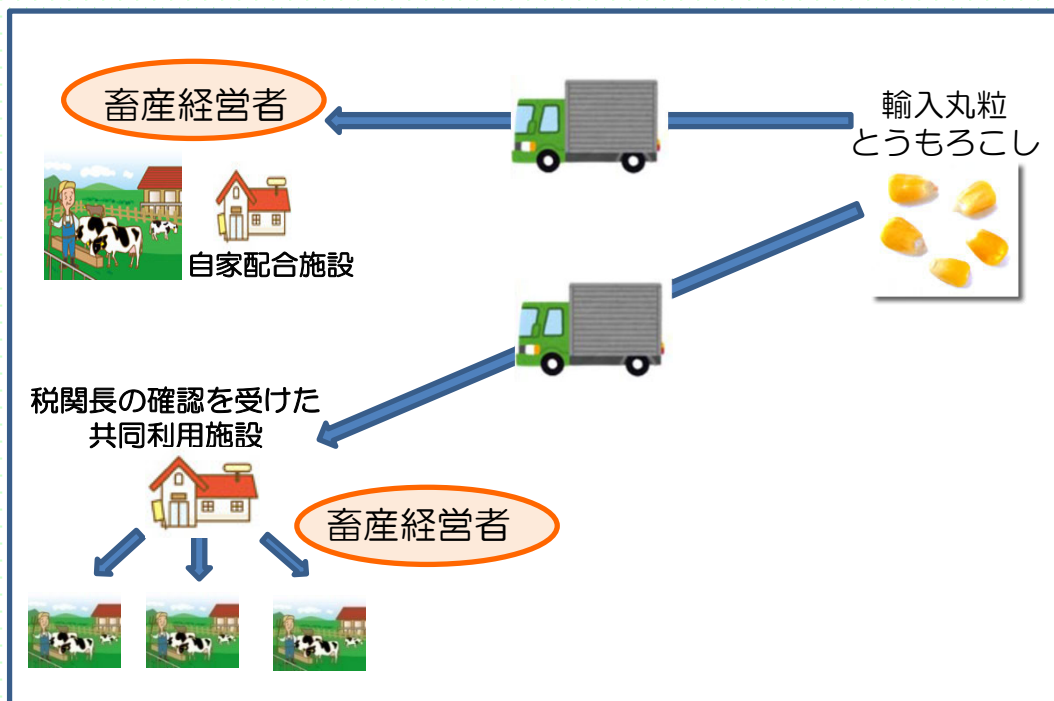
(2) 飼料販売業者等

（割当を受けた丸粒とうもろこしを、飼料として自ら使用する畜産経営者に直接販売する者）

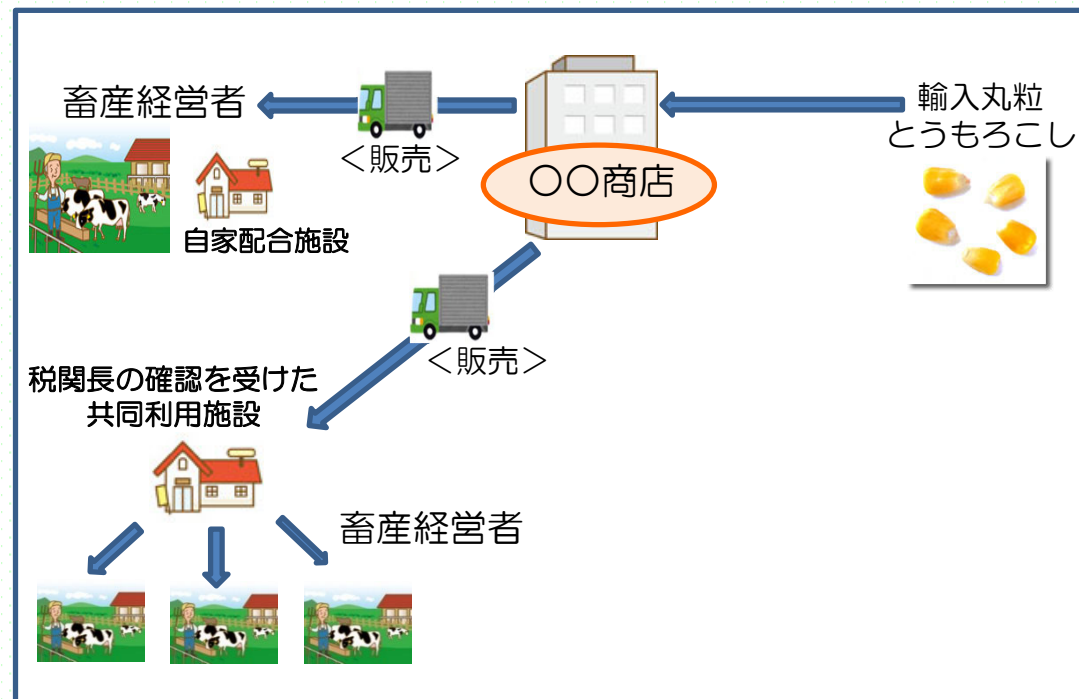
（注）施設は、共同利用施設でも可。ただし、税関長の確認を受けている必要があります。

申請者の例

(1) 飼料として自ら使用する畜産経営者



(2) 飼料として自ら使用する畜産経営者に直接販売する者



申請者に必要な手続き

<令和5年度版>

農林水産省に申請を行い、丸粒とうもろこしの関税を無税で輸入できる数量の割当てを受けることが必要です。



手続きの流れ

期間

行うこと

- | | | | |
|-----|-----------------------|--------------|--|
| (1) | 農林水産省との
事前相談 | (3月末まで) | <ul style="list-style-type: none">・(申請者) 利用にあたっての不明点を解消します。・(農水省) 申請者が行う手続きや申請書の内容について事前に確認を行います。 |
| (2) | 関税割当申請書を
農林水産省へ提出 | (4月3日~4月11日) | <ul style="list-style-type: none">・(申請者) 期間中に、申請に必要な書類や資料を農林水産省に提出します。 |
| (3) | 関税割当証明書の
発給 | (4月下旬頃) | <ul style="list-style-type: none">・(農水省) 申請者に関税割当証明書を発給します。
(=無税で輸入できる数量の割当て) |
| (4) | 丸粒とうもろこしの
輸入・利用の開始 | | |

追加の割当申請

〔 6・8・10・12・2月
の月上旬 各3日間 〕

- ・(申請者) 無税で輸入できる数量に残枠がある場合、申請を行うことができます。

申請に必要な書類及び資料

申請にあたっては、以下の書類や資料の提出が必要となります。



- 関税割当申請書（農林水産省共通申請サービスによる電子申請の場合は、添付不要）
- 申請者自身に関する資料（★）
（個人の場合：住民票 又は 開業・廃業届の写し
団体の場合：定款の写し 並びに 商号、本社の住所及び代表者氏名の確認できる書類の写し）
- とうもろこしの使用（販売）実績・在庫数量に関する資料
- とうもろこしの原料入手状況に関する資料
- とうもろこしの使用（販売）計画数量に関する資料
- 加工関連設備に関する書類及び資料（★）
- 制度の利用にあたって必要な各種誓約書
- （共同施設を利用する場合）税関長による施設の確認に関する書類（★）

- （★）以前に同様の申請をしている場合で内容に変更が無い場合、省略できます。
- 申請書ダウンロード：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html

関税割当証明書の発給後、必要な手続

無税で輸入された丸粒とうもろこしは、飼料目的以外での使用が禁止されています。飼料に使用したことを確認するため、以下の手続が必要です。



- ① 毎月の報告
毎月、輸入通関数量、使用（販売）実績数量等を農林水産省に報告する必要があります。
- ② 適正な引渡し及び運送に関する証明
サイロからの出荷時（原則毎回）、農場への搬送時（不定期）に引渡し及び運送に関する証明が必要です。
証明は、第三者に委託することもできます。
- ③ 期間を満了した関税割当証明書の返納
不要になった時や期間満了日を過ぎた証明書は、速やかに郵便書留などの追跡可能な方法で返却ください。

申請期間・方法等

申請期間：令和5年4月3日（月）～同年4月11日（火）（※ 残枠がある場合は追加申請可）

受付時間：午前10時から正午まで 及び 午後2時から4時まで
（持ち込みによる提出の場合に限る。）

申請方法：以下のいずれかの方法に必要な書類及び資料を下記受付部署に提出

- ・農林水産省共通申請サービス（電子申請）
- ・メール
- ・持ち込み
- ・郵便書留などの追跡可能な送付方法で郵送

受付部署：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（問合せ先） 農林水産省 畜産局 飼料課 流通飼料対策室 需給対策第1班

※農林水産省内のドア番号は、北別館の北202となります。

TEL 03-3502-8111（内線4915）
03-3591-6745（直通）

※詳細な申請手続き等は、下記農林水産省HPに掲載している

「令和5年度のとうもろこし（コーンスターチ用以外）の関税割当てについて」をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/02/r5/attach/pdf/r050310-17.pdf

利用にあたっての不明点や、必要な申請書類など
確認したいことがございましたら、お気軽に
お問い合わせください。

